

## 葛城市ふるさと応援寄附金事業協力事業者募集要項

平成 28 年 7 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 12 月 1 日

### (目的)

1. 葛城市では、葛城市ふるさと応援寄附金（以下「寄附」という。）事業の促進と葛城市の魅力や地元特産品等の PR 等を行うため、葛城市に寄附をされた市外在住の方へ、お礼として進呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

### (協力事業者の要件)

2. 協力事業者は、原則として下記の要件を全て満たすこと。ただし、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

(1) この要項に規定する返礼品の要件を全て満たす返礼品を準備できる事業者であること。

(2) 各法規等に沿った生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。

(3) 市税及び水道料金などに滞納がないこと。

(4) 協力事業者（協力事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。

イ 役員等（協力事業者が個人である場合にはその者を、協力事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下この号において「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）及び暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等（葛城市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 15 号）にあげる「暴力団員等」をいう。）に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を

有していると認められるとき。

へ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (5) 個人情報の取り扱いを厳重に行えること。(市から提供した寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用できません。)
- (6) 通信販売が実施できる体制が整っていること。

(協力事業者の登録)

3. 協力事業者の申請は、随時受け付けます。協力事業者として登録申請しようとする者は、「葛城市ふるさと応援寄附事業協力事業者登録申請書」(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。申請受付後にこの要項に規定する協力事業者の要件について市が審査し、承認したときは、市が委託する事業者から協力事業者登録に係る手続についてご連絡いたします。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- (3) 会社や商品等のパンフレット等

(返礼品の要件)

4. 返礼品は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号)に該当し、原則として下記の要件を全て満たすこと。ただし、市長が返礼品として適当でないと認めた場合は、取り扱いができない場合があります。

- (1) 葛城市のPRにつながる返礼品で、葛城市内で生産、製造、加工、体験等のサービスがされているものであること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱可とする。
- (3) 返礼品の手配依頼後、速やかに納品できること。また、飲食物の場合は、返礼品到着後5日程度の賞味期限が保証されることに加えて商品情報(使用原材料等)を開示できること。

(返礼品の登録、変更、取りやめ)

5. 返礼品の募集時期

返礼品の新規応募、追加及び変更は随時受け付けます。

6. 申込方法

「葛城市ふるさと応援寄附事業返礼品登録申請書」(様式第3号)を作成し、返礼品

がわかる写真（画像データ）、チラシ等を添えて市長に提出してください。この要項に規定する返礼品の要件について審査し、「葛城市ふるさと応援寄附返礼品 承認（不承認）通知書」（様式第4号）によりその結果を通知します。

#### 7. 登録内容の変更等

協力事業者は協力事業者としての登録の取りやめ又は返礼品等の変更若しくは取りやめをする場合は、変更又は取りやめの予定日の14日前までに「葛城市ふるさと応援寄附事業協力事業者（返礼品等提供）変更等報告書」（様式第5号）を提出すること。

#### 8. その他の留意事項

- (1) 協力事業者は、返礼品の品質に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について・城市へ必ず連絡してください。品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (2) 葛城市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を中止し、協力事業者の決定を取り消します。
- (3) 葛城市は、協力事業者又は返礼品が本要項に規定する協力事業者の要件及び返礼品の要件に適合しなくなった場合は、登録や商品調達を中止することがあります。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と協力事業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### 9. 申込・問合せ先

〒639-2195

奈良県葛城市柿本 166 番地

葛城市役所商工観光プロモーション課

Tel : 0745-44-5111

Fax : 0745-69-6456

e-Mail: [furusatonozei@city.katsuragi.lg.jp](mailto:furusatonozei@city.katsuragi.lg.jp)